第五十期決算公告

平成二十六年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	三〇六、八二〇
固定資産	五四、八三八
合計	三六一、六五九
負債及び純資産の部	
流動負債	二二八、三四〇
固定負債	三〇、二四二
株主資本	九一、九三三
資本金	二二、〇〇〇
資本剰余金	四、〇〇〇
利益剰余金	六五、九三三
利益準備金	五、五〇〇
その他利益剰余金	六〇、四三三
（うち当期純利益）	（三、七八〇）
評価・換算差額等	一一、一四二
合計	三六一、六五九

平成二十六年十一月二十五日

福岡県福岡市博多区半道橋二丁目七番三三号

株式会社イワサ

代表取締役　手島　弘

配当公告

愛知県岡崎市矢作町字猫田六二番地四、住民票上の住所愛知県岡崎市矢作町字切戸五〇番地六

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十六年（フ）第五九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八六、六九六、一三一円

一、配当することのできる金額

金一八、一四三、六二五円

平成二十六年十一月二十五日

愛知県豊田市若宮町八丁目一番地一〇新豊田ビル三階　破産管財人　樋口　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市二子町明神一六七番地一五、最後の住所岩手県北上市町分二地割三一九番地一四　被相続人　亡　菅原　春光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

岩手県北上市本通り一丁目七番一二号　新町ビル二階　日高法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠原　亜希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐下湯長谷町勝善四七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　草野　雅雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

福島県いわき市平字六間門二番地の三四

相続財産管理人　弁護士　越前谷元紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区板橋三丁目三三〇二番地、最後の住所茨城県常総市杉山六九七番地三八

被相続人　亡　倉持　基男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

茨城県坂東市岩井四九四五番地四

相続財産管理人　弁護士　角口　貴秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込四丁目一七四番地、最後の住所群馬県前橋市平和町一丁目一三番一六―二〇八号ダイアパレス前橋平和町

被相続人　亡　小田　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

群馬県前橋市大手町三丁目一七番二〇号

相続財産管理人　弁護士　丸山　和貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市東大和田二丁目一一番、最後の住所千葉県市川市若宮三丁目九番一四号

被相続人　亡　梅木　雅仁

平成二十六年十一月二十五日

岩手県北上市本通り一丁目七番一二号　新町ビル二階　日高法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠原　亜希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐下湯長谷町勝善四七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　草野　雅雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

福島県いわき市平字六間門二番地の三四

相続財産管理人　弁護士　越前谷元紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区板橋三丁目三三〇二番地、最後の住所茨城県常総市杉山六九七番地三八

被相続人　亡　倉持　基男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

茨城県坂東市岩井四九四五番地四

相続財産管理人　弁護士　角口　貴秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込四丁目一七四番地、最後の住所群馬県前橋市平和町一丁目一三番一六―二〇八号ダイアパレス前橋平和町

被相続人　亡　小田　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

群馬県前橋市大手町三丁目一七番二〇号

相続財産管理人　弁護士　丸山　和貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市東大和田二丁目一一番、最後の住所千葉県市川市若宮三丁目九番一四号

被相続人　亡　梅木　雅仁

平成二十六年十一月二十五日

川崎市幸区堀川町五八〇番地ソリッドスクエア西館三階　多摩川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増田　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区六浦四丁目三八六八番地、最後の住所横浜市金沢区六浦四丁目一九番一五号

被相続人　亡　須藤　敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

神奈川県鎌倉市大船一丁目一二番一一号

ミツハマビル

相続財産管理人　弁護士　田中　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市宮前五二三番地八、最後の住所埼玉県鴻巣市大間一〇〇五番地四

被相続人　亡　関根キヨエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

事務所新潟県佐渡市河原田諏訪町八〇番地四新潟交通佐和田ビル四階

相続財産管理人　弁護士　栗田　佳和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県勝山市北郷町伊知地第五五号一八番地、最後の住所福井県鯖江市杉本町第二九号八四番地　被相続人　亡　谷口　正伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

事務所福井県鯖江市東米岡一丁目四番一九号

相続財産管理人　髙村　弘人

第２期決算公告

平成26年11月25日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

ＢＡＥＶ梅田エクセルハイツ特定目的会社

取締役　粟国　正樹

貸借対照表の要旨

（平成26年７月10日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
その他の資産	100,000	流動負債	35,900
流動資産	100,000	負債合計	35,900
		社員資本	64,100
		特定資本金	100,000
		剰余金	△35,900
		当期未処理損失	35,900
		純資産合計	64,100
資産合計	100,000	負債・純資産合計	100,000

損益計算書の要旨

（自　平成26年７月１日　至　平成26年７月10日）　（単位：円）

科目	金額
営業収益	
営業費用	
営業利益	
経常収益	
経常費用	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	5,800
当期純損失	5,800